

自転車施策のこれまでの経緯

自転車施策のこれまでの経緯

自転車施策の経緯

- 平成24年11月に『安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン』を発出し、安全で快適な自転車利用環境の創出を推進。

H19
年度

【国土交通省・警察庁】(H20.1)

自転車道や自転車専用通行帯等の整備を集中的に進める「自転車通行環境整備モデル地区(98地区)」を指定

H20
年度

【警察庁】改正道路交通法施行(H20.6.1)

「普通自転車の歩道通行可能要件」を明確化(①「歩道通行可」の標識がある場合、②運転者が13歳未満、又は70歳以上、身体障害者の場合、③車道又は交通の状況から歩道通行がやむを得ないとき)

H23
年度

【警察庁】警察庁通達(H23.10.25)

自転車は「車両」という基本的な考え方に基づき、自転車と歩行者の安全確保を目的とした総合的な対策を通達

H24
年度

【国土交通省・警察庁】「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた検討委員会」(H23.11.18～H24.3.30)

H24. 4 『みんなにやさしい自転車環境－安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた提言－』

H24.11 『安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン』

H25
年度

【警察庁】改正道路交通法施行(H25.12.1)

自転車等の軽車両の路側帯通行に関する規定等を整備(自転車等の軽車両が通行できる路側帯は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限る)

自転車施策のこれまでの経緯

自転車通行環境整備モデル地区(98地区)

- 国土交通省と警察庁は、自転車道や自転車専用通行帯等の整備を進めるため、全国98地区を「自転車通行環境整備モデル地区」として指定。
- モデル地区では自転車通行空間の通行率が約5~8割と高く、自転車関連事故件数も約3~4割減少。

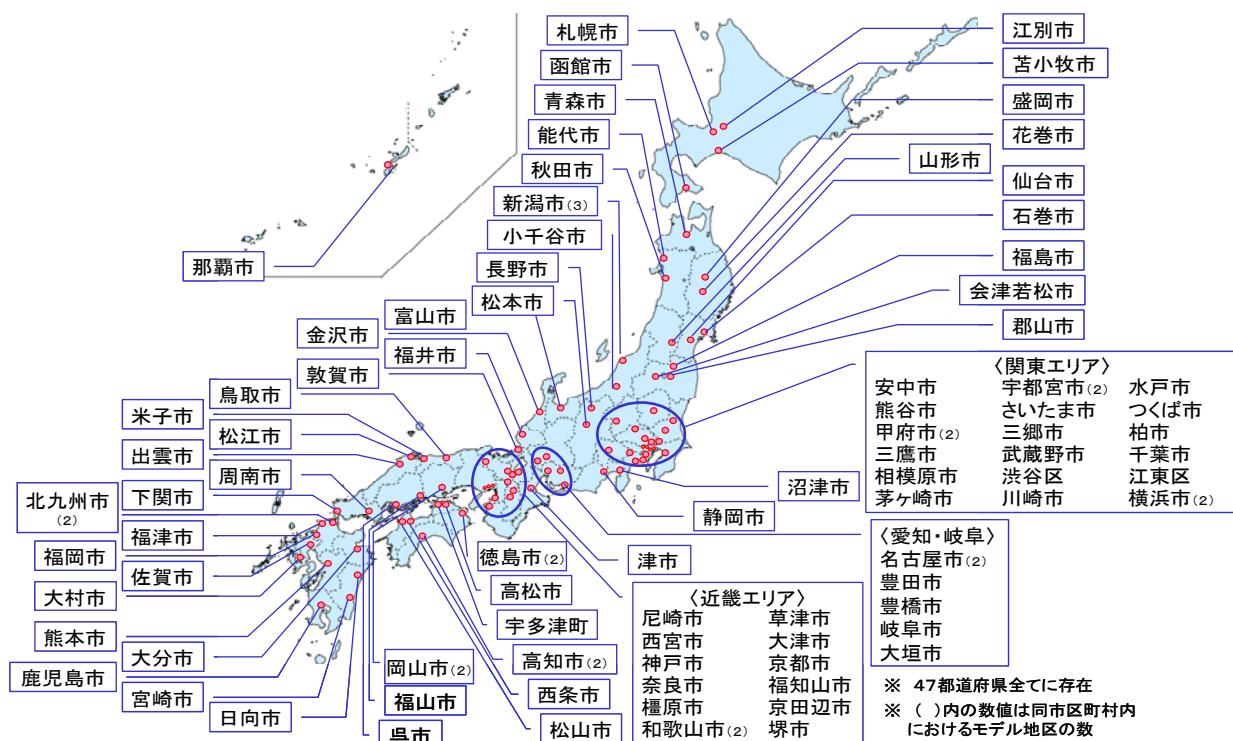
■モデル地区の整備状況(H25.3末時点)



自転車道



自転車歩行者道(走行位置明示)



■モデル地区における自転車の通行位置

①自転車道

歩道	自転車道	車道
14%	84%	2%

②自転車専用通行帯

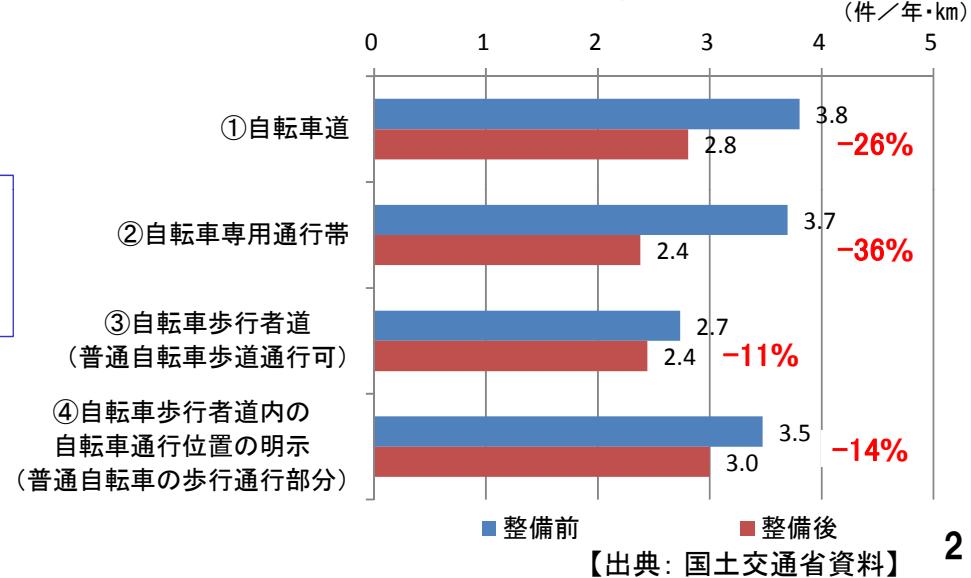
歩道 (又は自転車歩行者道)	自転車専用通行帯	車道
46% (24%※)	53% (76%)	1% (0%)

※歩道通行が認められている者、認められていない者を区別せずに集計した数値

④自転車歩行者道内の自転車通行位置の明示

歩行者通行部分	自転車通行部分	車道
		2%
29%	69%	

■モデル地区の自転車関連事故件数の整備前後比較



自転車施策のこれまでの経緯

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(平成24年11月)の概要(ポイント)

I. 自転車通行空間の計画

- ・自転車ネットワーク計画の作成手順
- ・車道通行を基本とした整備形態の選定の考え方、目安
- ・整備に当たっての整備形態の考え方(当面の整備形態、代替路検討等含む)

II. 自転車通行空間の設計

- ・自転車道、自転車専用通行帯、車道混在における設計の基本的な考え方
- ・交差点部における設計の考え方

III. 利用ルールの徹底

- ・全ての利用者へのルール周知(学校教育、免許証更新時等)
- ・ルール遵守のインセンティブ付与(児童等への免許証、危険個所周知等)
- ・指導取締り(悪質、危険な違反への検挙措置等)

IV. 自転車利用の総合的な取組

- ・駐停車・駐輪対策(自転車専用通行帯区間での駐車禁止規制や取締り等)
- ・利用促進策(自転車マップ、レンタサイクル導入等)